

# 第2期野洲市地域福祉計画

## 平成30年度 評価・検証報告書

～平成29年度評価・検証と平成30年度取組状況～

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された市の行政計画で、同法第4条に規定されている「地域福祉の推進」を目的とし、本市における地域福祉推進のための施策展開の基本となるものです。

野洲市では、平成19年度から平成25年度までを第1期計画、平成26年度から平成32年度までを第2期計画と、それぞれ7年の計画期間を設け策定しています。

また、本計画は、福祉をはじめとするさまざまな生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

今般、平成30年度における計画の進捗状況や達成状況について、庁内検討委員会により実施した、評価・検証について報告します。また、野洲市民生委員児童委員協議会で行っていただいた第三者による評価・検証についても併せて報告します。

### 目 次

1. 地域福祉計画の概要	1
2. 地域福祉計画の進行管理	3
3. 庁内検討委員会 (H29, 30)	3
4. 第三者による評価・検証 (H29)	6
5. 各施策の取組状況 (H30)	10

平成31年4月・野洲市

## 1. 地域福祉計画の概要

### ●地域福祉の必要性

少子高齢社会を迎えたわが国では、厳しい経済情勢の中、国民の意識や価値観、生活課題は多様化し、また一方で、生活環境は整備され、さまざまな物や情報が簡単に得られる豊かな時代へと変化してきました。これらは、人々に多くの利便性を与える反面、無縁社会と呼ばれる環境をつくり、孤独や孤立など新たな社会問題を生み出しています。

豊かな社会の中で生まれた、生活格差の拡大、自殺者やいじめ、虐待の増加などが大きな社会問題となり、これまで、行政や社会福祉協議会、事業者の福祉サービスによって対応されてきた暮らしの変化に伴う多様な生活課題や、個別の福祉課題が「制度の谷間」となることが多く、行政などによる福祉サービスだけでは対応が難しい状況となってきました。

このような状況下、本市の理念である「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」の具現化のため、住み慣れた地域社会の中で、地域に暮らす人々が、お互いの幸せを願い、支え合うことで、誰もが自分らしく誇りを持ち、心の豊かさも育むことができる「地域福祉」が根づいた社会をより一層推進することが求められています。

### ●各計画等との関係

本市では、「第1次野洲市総合計画」のもと策定された、「野洲市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「野洲市次世代育成支援行動計画」、「やす障がい福祉プラン（野洲市障がい者基本計画・野洲市障がい福祉計画）」等に基づき具体的な施策が実施されています。

地域福祉計画は、これらの個別計画に共通する地域福祉の基本理念、基本目標、取組の方向性を示すものです。

また、災害時における要援護者支援や多様な福祉課題への対応なども踏まえるとともに、実際に家庭・市民が主体となって地域福祉を実施していくにあたり、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図ることとします。

### ●計画の基本理念

**基本理念：人がともに支え合い 安心して暮らせるまち やす**

第1期計画で掲げた基本理念を踏襲し、年代の違いや障がいの有無にかかわらず、人がともに支え合って、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活を送ることができる体制を整備する必要があります。

地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支え合いや助け合いができる「安心して暮らせるまち」の実現をめざします。

### ●計画の基本目標及び重点課題と各施策

#### **基本目標Ⅰ 地域で支え合い活動の推進 ～地域福祉活動への市民参加～**

市民一人ひとりが自立・自助の考えを持ち、ともに支え合い、助け合いながら、地域の課題に取り組むことが重要となります。

日常の近所づき合いや声かけなど、災害時における地域での支え合い活動が広げられるよう、ボランティア団体等の市民活動への支援や、環境づくり、啓発活動を推進します。

**重点課題① 安全で安心して暮らせる地域づくり**

- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 災害時の要援護者支援
- 日常の防災対策の充実

**重点課題② とともに支え合う地域づくり**

- 「あいさつ運動」の推進
- 世代間交流などの推進
- ひとり暮らしの高齢者などのサービス提供体制の強化

**重点課題③ 健康で生きがいのある地域づくり**

- 地域における健康づくりの支援
- 高齢者の自立支援に向けた環境づくり
- ボランティア団体の拡大
- 生涯学習の情報提供・啓発活動の推進
- 高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援

**重点課題④ ノーマライゼーション（共生）の地域づくり**

- 公共施設などにおけるバリアフリーの推進
- 安心して暮らせる住居の整備
- 心のバリアフリーの推進
- 人権学習・啓発活動の推進
- 男女共同参画の地域づくり

**重点課題⑤ 子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり**

- 子育て支援センターの充実
- ファミリーサポートセンター事業の推進
- 幼保一元化事業の推進
- 安全・安心ネットワークの推進
- 学童保育の充実
- 学校応援団の推進

**基本目標Ⅱ 地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～**

すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代などが、適切なサービスを安心して利用できるように支援する必要があります。子どもから高齢者までを見守ることのできる地域での仕組みづくりのため、市が行う情報提供や相談体制、成年後見制度等の権利擁護の充実を図ります。また、福祉サービス利用援助事業の普及啓発により、支援を求めるすべての市民生活を支える仕組みづくりを推進します。

**重点課題① 情報提供の充実**

- 総合情報コーナーの設置

**重点課題② 相談体制の充実**

- 総合相談窓口の設置
- 相談窓口のネットワーク化
- 関係職員の能力向上

**重点課題③ 利用者の権利擁護**

- 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進
- 虐待防止ネットワークの強化

### **基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～**

地域福祉を継続して進めていくためには、市民・自治会・事業者・行政と、保健・医療・福祉などの関係機関との連携が必要不可欠となります。

地域福祉に関わる幅広い分野の人たちが、協働で各自の役割を果たすことができるよう、社会福祉協議会をはじめ、各種関係機関・団体との連携や協働への支援を推進します。

#### **重点課題① 保健・医療・福祉の連携**

- 保健・医療・福祉ネットワークの強化

#### **重点課題② 市民・自治会・事業者・行政の連携・協働**

- 市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり
- 交流の拠点づくり

#### **重点課題③ 社会福祉協議会との連携・協働**

- 社会福祉協議会との連携強化
- 社会福祉協議会の組織体制の強化

#### **重点課題④ 各計画の連携・推進**

- 各計画との連携・推進
- 計画の評価・点検

## **2. 地域福祉計画の進行管理**

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の進捗状況や達成状況については、庁内に検討委員会を設け、原則として年1回評価・検証を行い、さらに第三者による評価・検証を行うことで、本計画の実効性・実現性の確保につなげます。

## **3. 庁内検討委員会**

委員会には委員長を置き、委員長は健康福祉部長をもって充てます。

委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長がこれに当たります。

委員会は、毎年1回開催し、本計画について年度ごとの評価・検証を行います。

※ 同委員会は、平成30年度から野洲市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程に基づき設置します。

《平成30年度庁内検討委員会の結果》

1. 開催日時 平成31年3月18日（月）14:40～16:10
2. 開催場所 市役所第1会議室
3. 出席者 15名

【健康福祉部】高橋部長[委員長兼議長]、赤坂政策監[副委員長]、藤田健康福祉センター所

長、田中次長（高齢者・子育て支援担当、こども課長）、西村保険年金課長、駒井高齢福祉課長（代：今在家高齢福祉課専門員）、田中障がい者自立支援課長、田中発達支援センター所長、井狩こども課主席参事、武内子育て家庭支援課長（代：木下子育て家庭支援課課長補佐）、山本子育て支援センター所長、清水地域包括支援センター所長、市木次長（社会福祉課長）、角社会福祉課主席参事、平井社会福祉課主査

#### 4. 議題等及び主な意見等

「野洲市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程」を定め、今年度は、改正社会福祉法での次期計画策定について、部内での共通理解のため、部内のみでの庁内検討委員会としたことを説明。平成31年度は、同委員会に他部の所属長にも参加していただく予定。

#### 1 平成 29 年度事業の第三者による評価・検証の結果について

4月に実施した各担当課への事業の進捗状況の調査の結果について、また、6～7月に実施した民児協の各専門部会による評価・検証の結果について説明。

Q1. 平成 30 年度の評価・検証について、変更するとの話であったが、今まで、評価・検証をしていただいた民児協はどうするのか。民児協でも策定委員会でも評価・検証してもらおうことになるのか。

⇒A1. 次期計画の策定に当たっては、その工程の中で策定委員会でも評価・検証が必要となる。他の計画では、策定委員のメンバーが策定後に評価・検証を行っていることが多いかと思うが、今の計画では、策定委員会の任期が策定のときまでとなっていた。これまでの議論の中で、地域の福祉に一番身近な民児協（民生委員）に評価してもらおうのが妥当ということで、民児協に依頼してきた経緯がある。民児協においても、評価・検証はしていただくが、地域福祉計画は、範囲が広く、民生委員の範疇を超えている分野もある。次期計画の策定委員会を平成 31 年度から開催することから、平成 31～32 年度は策定委員会においても評価・検証をしていただくことを考えている。なお、策定委員会のメンバーの中に民生委員も入ってもらう予定である。今後は、策定委員会について、改正社会福祉法で位置づけられた地域協議会を兼ねることも視野に入れているので、そこで評価・検証をしていただくことができるのではないかと考えている。

Q2. 策定委員会で、評価・検証をしてもらおうということであったが、策定委員会は、計画を作ったら終わりでは。評価・検証をする別の組織を立ち上げることになるのか。

⇒A2. 策定委員会は附属機関の条例上、策定をするまでが任期になるので、それが終了した後は、そのメンバーで引き続き評価・検証ができるような方法を考えていく。

Q3. 策定委員会で評価・検証してもらうにも、他の部分である程度の評価結果をもって、評価・検証してもらったほうがよいのでは。策定委員会で評価検証してもらおうということは、委員のそれぞれの団体に評価してもらって、策定委員会にのぞむのか。

⇒A3. それぞれの団体に評価してもらうことは想定していない。

Q4. 担当課として、PDCAのサイクルについてどのように考えているのか。平成 29 年度の進捗状況は、今年度当初にし、民児協部会での評価・検証は、6月くらいにされたが、年度末に庁内検討委員会が開催されているので、1年遅れで実施するということなのか。また、毎年必要なのか。子ども・子育て支援事業計画でも毎年評価しているが、必要なのか思慮している。

⇒A4. 以前は、担当課による前年度の進捗状況の調査を1～2月にかけて実施し、その後庁内検討委員会、翌年度に民児協に評価・検証をしてもらっていて、1年ずれたような状態になっていた。平成 29 年3月に開催した庁内検討委員会で、前年度の進捗状況の調査を4月ごろに実施し、6～7月頃民児協による第三者の評価、その後秋ごろまでに庁内検討委員会を開催するというサイクルの見直しについて、ご承認いただいた。今年度については、次期計画の方向性等を検討したり、業者委託の予算について動向を確認する必要があったため、この時期となってしまった。

評価のサイクル等については、第3期を策定する段階で検討していきたい。

## 2 平成 30 年度事業の評価・検証について

各担当課への平成 30 年度の事業の進捗状況の調査の依頼を行うことについて、この庁内検討委員会をもって、部内会議での合議とし、総合調整会議で部外に依頼した上で、調査依頼することを説明。

なお、次年度の評価・検証方法については、1のとおり。

⇒意見、質問等なし。

## 3 次期（第3期）野洲市地域福祉計画の策定について

以下について説明。

- ①近年の動向（社会福祉法の改正等）
- ②地域福祉計画の位置づけ
- ③県内各市に対するアンケートの結果
- ④地域福祉活動計画（実施主体：社会福祉協議会）との一体化
- ⑤策定委員会及び専門部会の設置
- ⑥社会福祉法人に係る地域協議会と策定委員会の関係
- ⑦策定に係るスケジュール（素案）

Q5. 地域協議会は、市の附属機関になるのか。

⇒A5. 附属機関には当たらないと認識している。

Q6. 策定委員会の委員について、部内から団体も含めて挙げてもらうのか、社会福祉課で委員の構成団体についてはピックアップされるのか。

⇒A6. 委員の構成団体については、部内会議で当課での案を示すので、各課で協議の上、意見をいただいたり、選出をお願いしたい。

Q7. 第3期計画は、第2期計画から、大きく変更になるということは理解したが、第2期と異なるところ、課題となるところは何処なのか。

⇒A7. 福祉施策の各個別計画の上位計画に位置付けられたところが大きい。また、策定のガイドラインや「地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ」にあるように、産業・農林水産・土木・環境等、第2期よりも範囲が広く、全庁的な体制整備が必要。

#### 4 その他

➤ 第2次野洲市同和地区福祉保健計画終了後の実績把握資料について

Q8. 実績把握の依頼時期について、年度当初にできないのか。

⇒Q8. 今年度は、地域福祉計画の進捗状況の調査と同時に依頼する予定をしていたが、関連する会議の関係があり、先行して調査を実施した。また、項目によって調査の時点が異なるので、今後検討していきたい。

➤ 『民生委員・児童委員活動の目安と考え方Q&A』の確認依頼

現在、民児協においてQ&Aを作成中である。今後、民児協からQ&Aの記載内容についての確認依頼があるので、協力願いたい。(資料等については後日配布。)

⇒意見、質問等なし。

## 4. 第三者による評価・検証

第三者による評価・検証については、地域福祉の担い手として活動いただいている民生委員・児童委員の代表者で構成する野洲市民生委員児童委員協議会（民児協）役員会に報告するとともに4つの部会（障がい福祉部会、高齢福祉部会、児童福祉部会、地域活動部会）において部会に関係した事業を抽出し、各部会から意見を徴することとします。

≪平成30年度第三者による評価・検証の結果≫（平成29年度の取組に対する評価・検証）

### 高齢福祉部会

1. 日時 平成30年5月29日（火）10:00～11:40
2. 場所 健康福祉センター 集団指導室
3. 参加者 野洲市民生委員児童委員協議会高齢福祉部会：24名  
社会福祉課：角主席参事、平井  
高齢福祉課：駒井課長、今在家専門員  
地域包括支援センター：清水所長、遠藤副所長、山澤専門員、日比野専門員

#### 4. 評価・検証する内容

取組名： いつまでも元気で暮らせるまちづくり

基本目標 I	地域で支え合い活動の推進
重点課題3	健康で生きがいのある地域づくり
施策内容	高齢者の自立支援に向けた環境づくり

#### 5. 主な意見等

・「歯つらつ体操」とは？ふれあいサロンでもできるのか。

⇒歯科衛生士による口腔機能、維持向上に役立つ体操の指導を行った。依頼があれば対応可能。

- ・生きがいつくり研修会は今年も実施するのか。

⇒今年は、昨年のような啓発のための全体研修は事業としては実施しない。3年間の補助事業で2年目となる今年度は、シニアリーダー養成講座を予定。また、老人クラブ連合会から各支部へ学区単位の健康づくり研修会の開催について声かけをしていただいている。中原健康運動指導士の都合がつけば、研修会の講師に依頼するよう、主催者に教示することは可能。祇王学区は、北自治会館で実施予定であり、中原先生に来ていただくように依頼した。

- ・生きがいつくり研修会は、旧中主地域からの参加者が少ないとのことであるが、参加しやすい会場にしてほしい。

⇒老人クラブ連合会から各支部への研修会開催の声かけで、コミセンひょうずにて2月に実施予定と聞いている。日がまだ決まっていないが、日程が決まり、中原先生の都合がつけば、研修会講師依頼の支援をする予定。他の事業の開催場所についても、市内のコミセン等、均衡が保たれるよう留意したい。

- ・生涯学習でも体力測定をしている。それぞれの課で単独で活動をされているが、つながりが見えてこない。生きがいつくり研修会も単発で終わってしまっているため、継続性があるほうがよいのでは。

- ・百歳体操参加後の映像を見せてもらったが、高齢者のスポーツテストは毎年行っている。市の広報、ホームページには載せてもらっているが、参加者が少ない状況であり、研修会案内希望登録者 123 名に声かけをしたい。

⇒個人情報に関係もあり、難しいところもあるが、縦割りではなく、教育委員会含め、関係課が連携して取り組めるように協議したい。

- ・生きがいつくり度チェックのシートは配布してもらえるのか。

⇒配布するようにする。

- ・生きがいつくり研修会でされていた脳トレのDVDは貸してもらえるのか。

⇒著作権の関係もあり、貸し出しは難しいと思うが、できるかできないかについては調べる。また、市販されている。

- ・地元で百歳体操をしており、20 人ぐらいの参加がある。ふれあいサロンには社協から 60,000 円の補助金をもらっているが、自助・共助・公助のしくみができていると認識している。

#### 児童福祉部会

1. 日 時 平成 30 年 6 月 25 日（月） 9：30～11：00
2. 場 所 中主防災コミュニティセンター
3. 参加者 野洲市民生委員児童委員協議会児童福祉部会：23 名  
社会福祉課：角主席参事、平井  
こども課：井狩主席参事、中川主事
4. 評価・検証する内容  
取組名：安全・安心ネットワークの推進



基本目標Ⅰ 地域で支え合い活動の推進  
 重点課題5 子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり  
 施策内容 安全・安心ネットワークの推進

※こども課から「学童保育所の充実」「幼保一元化事業の推進」についてもあわせて説明あり。

## 5. 主な意見等

- メール配信サービスについては、保護者だけでなく、子育て支援隊やファミリーサポートセンターにも配信しては。
- ⇒基本的に、災害時は園で子どもたちを預かることになっている。ファミサボを利用されている方については、園で把握しているので、個別対応している。
- 6月3日に開催されたやすまる広場等では、若い世代のファミリーが集まってくる。安心して遊べる場所の確保を。例えば、高齢者等と一緒に過ごせるような場所づくり（公園の管理）等を。
- 保育の充実に伴い、逆に親子のふれあいが少なくなっている分もあるのでは。
- ⇒法的には、子育ては保護者が第一義的責任を有するとなっている。先ほどの地域福祉の話の中でもあったが、「自助、共助、公助」の「公助」の部分を担当している。
- 保育園も幼稚園もどちらもよいところがある。ただ、保育園の方がメリットがあるようにも思う。幼稚園に短時間預けて、自分で子育てをしている人に対してもメリットのある取組もあればよいと思う。

## 障がい福祉部会

1. 日 時 平成 30 年 6 月 25 日（月） 11：00～12：00

※ 評価・検証の前に地域生活支援室から事業（取組）に関する研修会を実施。

2. 場 所 コミュニティセンターなかさと

3. 参加者 野洲市民生委員児童委員協議会障がい福祉部会：22 名  
 社会福祉課：角主席参事、平井  
 地域生活支援室：田中室長、西村室長補佐、宇都宮主任

4. 評価・検証の内容

取組名：野洲市障がい者虐待防止連絡協議会

基本目標Ⅱ 地域で安心したサービスの利用促進  
 重点課題5 利用者の権利擁護  
 施策内容 虐待防止ネットワークの強化

## 5. 主な意見等

- 障がい者虐待防止連絡協議会に委員（民児協を代表して）として出席しているが、会議の内容について民生委員に返すことがない。
- ⇒同協議会には、社協、警察、障がい者団体等、27 機関に参画していただいている。障害者虐待防止法は、障がい者だけでなく、養護者も守る法律である。少しでも気づきがあれば、連絡いただきたい。
- 障がい者の定義は？
- ⇒法律では、手帳の有無は問うていない。障害者基本法にいう生きづらさや社会的参加が阻

害している人が対象となる。

- ・障害者手帳等の所有の有無を民生委員が知っておいた方がよいのか。  
⇒知らせていない。例えば、手帳を持っているから見守るということではなく、本人が民生委員に知っておいてもらいたいという要望がない限り、また本人からの求めがない限り、お知らせできないので、手帳を持っていなくても、あっても同じように接してほしい。
- ・コア会議への民生委員の参加は？  
⇒今は特に参加してもらっていない。市としては、通報があればコア会議にて情報収集し、虐待かどうか判断する。ケース会議は出ていただくことがある。
- ・昨年 12 月に開催された精神障がいをお持ちで、状態はよくなっているが、一度入院されてから病院（施設）に入所したままという方の研修（講演会）に参加させてもらったが、とてもよかった。
- ・白杖を持っている人が使うヘルプの方法や、ヘルプマークの周知を。障がい福祉部会の人だけでなく、民生委員全体に周知を。  
⇒ハートのイラストが描かれたヘルプマークは県から市に預かり、100 個ほど配布している。（ハート+（プラス）マークをハートと言ったようです。）  
他にもマタニティマークや耳のマークなど、各都道府県によってもさまざまなマークを作っている場合がある。すべてのマークを網羅することはできないが、一覧表にするなどして機会があればお渡しする。

#### 地域活動部会

1. 日 時 平成 30 年 7 月 6 日（金）9：30～10：40  
※ 終了後、社会福祉協議会から生活支援体制整備事業の取組みについての説明あり。
2. 場 所 コミュニティセンターきたの
3. 参加者 野洲市民生委員児童委員協議会地域活動部会：17 名  
社会福祉課：角主席参事、平井  
※危機管理課は、大雨警報発令中のため欠席
4. 評価・検証の内容  
取組名：自主防災組織の育成・強化  

基本目標 I	地域で支え合い活動の推進
重点課題 1	安全で安心して暮らせる地域づくり
施策内容	日常の防災対策の充実
5. 主な意見等
  - ・今年度も避難所開設・運営研修（訓練）を開催されるようだが、自治会の一員としてでもよいので、民生委員も参加したい。
  - ・各自治会で、自主防災組織での民生委員としての位置づけはどうなっているのか。  
⇒（他の民生委員から）自主防災組織と民生委員との連携は必要。  
⇒（他の民生委員から）民生委員が救護班になっているところがある。  
⇒（他の民生委員から）組織はあるが、動いていない。  
⇒（他の民生委員から）毎年、メンバーが変わり、メンバーが変わるとやり方も変わる。中には、メンバーを3分の1ずつ変えているところもある。

- ⇒（他の民生委員から）女性消防の隊長と兼ねているため、災害のときに動けないことも考えられる。
- ・栄では、1月に火事があったことから、民生委員が1軒ずつ回り、見守りカードを作成した。
  - ・（旧：災害時要援護の制度について）登録すると助けてもらえると思われる。社会福祉課が窓口ではだめ。危機管理課が自主防災組織で必要なのではないか。
  - ・高齢者世帯や障がい者などの名簿がほしい。同意をもらえないことがある。逆に、情報を持っていなくても、民生委員は知っていると思われる場合もある。
- ⇒個人情報については取扱いが難しいが、今年度、行政も協力して民児協でQ&Aを作成される。その中で個人情報の項目もあるので、取扱いを考えていきたい。
- ・個人情報は、出す方と出された方の両方の問題がある。
  - ・（市民生活相談課から配布された見守りリストについて）リストに挙がっていても本人や家族には言えない。どのようにアプローチしたらいいのか。
- ⇒（他の民生委員から）パンフレットがあるので配ったりしてはどうか。日頃の見守りの一環と考える。

## 5. 各施策の取組状況（平成 30 年度）

---

各施策の取組状況（別添）については、以下の3種類の記号により示しています。

- ◎（良好：80%以上）
- （概ね良好：50%以上 80%未満）
- △（やや低調：50%未満）